

旅行広告・取引条件説明書面ガイドライン追補版
高速ツアーバスに関する募集広告等について
－「高速バス表示ガイドライン」（国土交通省自動車局・観光庁）に準拠－

この冊子は、平成17年2月発行の「旅行広告・取引条件説明書面ガイドライン」と一緒にご利用ください。

平成24年7月

一般社団法人日本旅行業協会・社団法人全国旅行業協会

1. はじめに

本年4月29日に関越自動車道で発生した高速ツアーバスの事故を受け、国土交通省では旅行業者の禁止行為に旅行の安全に係る事項を追加するとともに、高速ツアーバスを企画・実施する旅行業者に対して、利用者に対する安全情報提供を義務付けることとし、旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）及び旅行業者等が旅行者と締結する契約等に関する規則（平成21年内閣府・国土交通省令第1号）の一部が改正されました（平成24年国土交通省令第68号及び平成24年内閣府・国土交通省令第2号）。

上記省令改正の内容を踏まえ、「旅行業法施行要領」（平成17年2月28日付け国総旅振第386号）及び「企画旅行に関する広告の表示基準等について」（平成17年2月28日付け国総旅振第387号）の一部が改正されました（平成24年6月29日付け観観産第135号『「旅行業法施行要領」及び「企画旅行に関する広告の表示基準等について」の一部改正について』）。

これを受けて、（一社）日本旅行業協会（JATA）及び（社）全国旅行業協会（ANTA）では、「旅行広告・取引条件説明書面ガイドライン」（平成17年12月JATA・ANTA発行、以下「広告等ガイドライン」という。）の一部を改正し、高速ツアーバスに関する記述を追加することと致しました。

高速ツアーバスに関する募集広告、取引条件説明書面の作成にあたり、この記載例を参考に表示・記載をしてください。

また、会員各社が既の実施している、別紙（12ページ）の「高速ツアーバスに関わる安全指針」（平成24年6月6日付けJATA・ANTA）に基づく安全確保に向けた取組みの一環となりますので、安全指針の趣旨を充分にご理解のうえ、表示・記載することが重要です。

【本冊子の注意点】

○この冊子は、広告等ガイドラインを追補する（一部を構成する）ものであり、今後は、この追補版を含めたものを広告等ガイドラインとしてお取り扱いください。

また、この冊子に記載がないものは、「高速バス表示ガイドライン」（平成24年6月29日付け観観産第135号『「高速バス表示ガイドライン」の策定について』）の他、「インターネットを利用した旅行取引に関するガイドライン」平成20年1月JATA・ANTA発行、以下「インターネットガイドライン」という。）に従って表示してください。

○高速ツアーバス以外の表示については、従来通りの表示で差し支えありません。

○表示例の実車走行距離、運転者（例：2名乗務）等それぞれの記載事項については、利用（予定）バス会社から事前に書面（運送引受書等）により把握した内容を記載しなければなりません。

○表示例のURLについては、以下の要領で表示・記載してください。

- ・「こちらのサイト」の部分について、（<http://www.bus.or.jp/safety/nintei.html>）のように具体的なURLが記載されている場合は、当該URLにリンクするように設定すること。（<http://www.<個別URL>>）と記載されている場合は、該当する個別のURLにリンクするように設定すること。
- ・営業所で交付する取引条件説明書面（10ページ）の「下のサイト」についても、上記に従って具体的なURLを記載すること。

○取引条件説明書面・契約書面の交付に代えて、旅行者の承諾を得て、インターネットを利用してこれらの記載事項を提供することができます。この場合は、【注意事項】（4ページ以下）に記載した事項も遵守してください。

2. 広告への表示について

(1) 広告への表示事項

- イ. 募集広告には、通達『「企画旅行に関する広告の表示基準等について」の一部改正について（平成24年6月29日観産第135号）』（以下「広告表示通達」という。）及びインターネットガイドラインに従い、定められた事項を適切な方法で表示してください。
- ロ. 上記イ. に加え、以下の事項を表示してください。（広告表示通達2（6）①）
- ① 旅行日程の実車走行距離及び見込み所要時間
 - ② 乗務する運転者の人数（途中交替する場合はその旨）
 - ③ 利用予定バス会社名（広告を実施する時点で利用バス会社が1社に決定していない場合は、利用予定のある複数のバス会社名を記載すること）。さらに、（公社）日本バス協会のウェブサイトの「貸切バス事業者安全性評価認定制度」に係るウェブページのURL及び同制度による認定事業者の有無並びに国土交通省が公表する「高速ツアーバス運行事業者リスト」の番号を記載すること。
 - ④ 利用予定のバス会社が付保している自動車保険（任意保険）等の対人賠償責任限度額
 - ⑤ バス停留所標識が設置されていない旨
 - ⑥ 高速ツアーバスを企画・実施する旅行業者が設置する、貸切バス事業者等によって組織される協議体（以下「安全運行協議会」という。）の有無
 - ⑦ 国土交通省のウェブサイトの「高速ツアーバス運行事業者リスト」に係るウェブページのURL
 - ⑧ 広告表示における虚偽記載又は貸切バス事業者の安全性に関する重要情報を通報する国土交通省のウェブページのURL
- ハ. その他、以下の事項を表示してください。（広告表示通達2（6）②）
- ① 高速ツアーバスを企画・実施する旅行業者のウェブサイトのURL（受託販売の場合）
 - ② 貸切バス事業者のウェブサイト又は高速ツアーバスを販売する旅行業者が作成する貸切バス事業者の詳細情報を掲載したウェブページのURL
 - ③ 旅行業者が行う安全性向上のための自主的な取組み内容を掲載したウェブページのURL
 - ④ 国土交通省のウェブサイトの自動車運送事業者に対する行政処分状況についての情報提供に係るウェブページのURL

(2) 高速ツアーバスの広告への表示例（ウェブサイトでの広告表示・書面による広告）

△△ 高速ツアーバス（募集型企画旅行）	
コース名	○○○
旅行日程 (コースコード:00000)	○○(○○駅○○口)－○○(○○駅○○口) 実車走行距離：○○○km ○○：○○発 所要時間（見込み）○時間○分 ○○：○○着 所要時間（見込み）○時間○分 運転者：○名乗務
出発日	○月○日～○月○日までの毎金・土・日曜日 旅行期間：1日
旅行代金	一人あたり○○○○円（○才以上 ○才未満はご利用いただけません。）
最少催行人員	○○名
利用予定バス会社	○○○観光バス(株) 安全性評価認定事業者（リスト番号○○○号） 対人賠償無制限の自動車保険を付保しています。 △△バス(株) 安全性評価認定事業者（リスト番号○○○号） 対人賠償無制限の自動車保険を付保しています。 □□交通(株) 安全性評価認定事業者（リスト番号○○○号） 対人賠償無制限の自動車保険を付保しています。
コース名	○○○
旅行日程 (コースコード:00000)	○○(○○駅○○口)－○○(○○駅○○口) 実車走行距離：○○○km ○○：○○発 所要時間（見込み）○時間○分 翌○○：○○着 所要時間（見込み）○時間○分 運転者：途中交替
出発日	○月○日～○月○日までの毎金・土・日曜日 旅行期間：2日
旅行代金	一人あたり○○○○円（○才以上 ○才未満はご利用いただけません。）

最少催行人員 ○○名
利用バス会社 ○○○観光バス株式会社 安全性評価認定事業者（リスト番号○○○号）
対人賠償無制限の自動車保険を付保しています。

コース名 ○○○
旅行日程 ○○（○○駅○○口）－ ○○（○○駅○○口）実車走行距離：○○○km
(コースコード:00000) ○○：○○発 ○○：○○着 所要時間（見込み）○時間○分
運転者：○名乗務
出発日 ○月○日～○月○日までの毎金・土・日曜日 旅行期間：1日
旅行代金 一人あたり○○○○円（○才以上）
○○○○円（○才以上 ○才未満はご利用いただけません。）
最少催行人員 ○○名
利用バス会社 ○○○バス株式会社（リスト番号○○○号）
（当バス会社は、任意の自動車保険を付保しておりません。）
（当バス会社は、貸切バス事業者安全性評価認定委員会による安全性評価認定事業者ではありません。）

【ご注意】 利用予定バス会社名の後に「リスト番号」とあるのは、国土交通省「高速ツアーバス運行事業者リスト」におけるリスト番号です。

バスの安全等に関する情報

- 当社は、安全運行協議会を設置して、契約している貸切バス事業者等とともに安全運行に努めています。
- 貸切バス事業者安全性評価認定制度による認定事業者はこちらのサイトでご覧いただけます。
(<http://www.bus.or.jp/safety/nintei.html>)
- 国土交通省「高速ツアーバス運行事業者リスト」はこちらのサイトでご覧いただけます。
(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/tour-bus.html>)
- 自動車運送事業者に対する行政処分状況についてはこちらのサイトでご覧いただけます。
(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/cgi-bin/search.cgi>)
- 安全性向上のための自主的な取り組みはこちらのサイトでご覧いただけます。
(<http://www.<個別URL>>)
- 高速ツアーバスに関する広告表示における虚偽記載又は貸切バス事業者の安全性に関する重要情報についての消費者からの通報はこちらのサイトでお受けしています。
(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/tourbus-tsuho.html>)
(携帯電話専用：<http://www.mlit.go.jp/mobile/jidosha/tourbus-tsuho.html>)
- 上記の貸切バス事業者名をクリックすると、その貸切バス事業者のウェブサイトが閲覧いただけます。（注：貸切バス事業者の社名に当該バス事業者のウェブサイトへのリンクを貼ること。）

添乗員：同行しません。

食事：つきません。

乗降場所：乗降場所にはバス停留所標識は設置されておられません。

詳しい旅行条件を説明した書面をお渡ししますので、事前にご確認の上お申し込みください。

旅行企画・実施：

東京都知事登録旅行業 第2-○○○号

○○旅行株式会社

(<http://www.<個別URL>>)

東京都中央区京橋……………

(一社)日本旅行業協会正会員

受託販売（申込先）：

○○県知事登録旅行業 第2-○○○号

△△トラベル株式会社

東京都品川区東品川……………

(一社)日本旅行業協会正会員

電話番号 000-000-0000

3. 取引条件説明書面（契約書面）について

(1) 取引条件説明書面への記載事項

- イ. 申込みを受ける際には、取引条件の説明と取引条件説明書面の交付を徹底してください。
- ロ. 取引条件説明書面には、広告表示通達及びインターネットガイドラインに従い適切に記載してください。
- ハ. インターネットを利用した取引については、通達「インターネットを利用する旅行業務に関する取扱いについて（平成19年12月17日 国総観事第289号）」及び「インターネットガイドライン」に基づき適切にサイトを設計・運営してください（下記の【注意事項】を遵守してください。）。
- ニ. 取引条件説明書面には、上記、ロ及びハの記載事項に加え、以下の事項を記載してください。
- (広告表示通達3 (13) ①)
- ① 旅行日程の実車走行距離及び見込み所要時間
 - ② 乗務する運転者の人数（途中交替する場合はその旨）
 - ③ 利用予定バス会社名（広告を実施する時点で利用バス会社が1社に決定していない場合は、利用予定のある複数のバス会社名を記載すること。この場合、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降の申込みの場合は、旅行開始日）までに確定書面を交付し、当該書面には集合場所・発車時刻のほか、必ず利用するバス会社名を記載すること）。さらに、(公社)日本バス協会のウェブサイトの「貸切バス事業者安全性評価認定制度」に係るウェブページのURL及び同制度による認定事業者の有無並びに国土交通省が公表する「高速ツアーバス運行事業者リスト」の番号を記載すること。
 - ④ 利用予定のバス会社が付保している自動車保険（任意保険）等の対人賠償責任限度額
 - ⑤ バス停留所標識が設置されていない旨
 - ⑥ 安全運行協議会の設置の有無
 - ⑦ 国土交通省のウェブサイトの「高速ツアーバス運行事業者リスト」に係るウェブページのURL
 - ⑧ 広告表示における虚偽記載又は貸切バス事業者の安全性に関する重要情報を通報する国土交通省のウェブページのURL
- ホ. その他、以下の事項を記載してください。（広告表示通達3 (13) ②）
- ① 高速ツアーバスを企画・実施する旅行業者のウェブサイトのURL（受託販売の場合）
 - ② 貸切バス事業者のウェブサイト又は高速ツアーバスを販売する旅行業者が作成する貸切バス事業者の詳細情報を掲載したウェブページのURL
 - ③ 旅行業者が行う安全性向上のための自主的な取組み内容を掲載したウェブページのURL
 - ④ 国土交通省のウェブサイトの自動車運送事業者に対する行政処分状況についての情報提供に係るウェブページのURL

【注意事項】 インターネットを利用して取引をする場合の取引条件説明書面・契約書面の記載事項の交付方法と旅行者による保存

旅行業者又は旅行業者代理業者（以下「旅行業者等」という。）は、取引条件説明書面・契約書面の交付に代えて、旅行者の承諾を得て、インターネットを利用してこれらの記載事項を提供することができます（旅行業法第12条の4第3項、同第12条の5第2項、旅行業法施行令第1条、同第2条、旅行業者が旅行者と締結する契約等に関する規則（契約規則）第6条第7条、第9条、第10条、第11条、）。

インターネットを利用して取引をする際には下記の注意事項も遵守してください。

イ. 旅行者の承諾について

下記のいずれかの方法で旅行者の承諾を得ること。

- ① 書面による承諾を得る方法。
- ② 旅行者の承諾メールを保管する方法。
- ② ウェブページに承諾ボタンを設定する方法（承諾した場合に限り次の画面に遷移する）。

※承諾を得た旅行者から、インターネットを利用した交付を受けない旨の申出があったときは、書面の交付が必要となります（ただし、再び上記の承諾をした場合は提供できます）。

ロ. 取引条件説明書面・契約書面の記載事項について

取引条件説明書面・契約書面の記載事項は、次に掲げるいずれかの方法で、旅行者が受け取ることができるもの又は閲覧できるものでなければなりません。

また、その方法を取引条件説明画面にも表示しなければなりません（契約規則第6条、第7条、第9条、第10条、第11条、標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第11条）。

① 電子メールにより旅行者に送信し、旅行者がこれを保存する方法（この場合の文書ファイルの方式は、旅行者が旅行者のコンピュータに保存でき、かつ、プリンターで印字できるものでなければなりません。）

② 旅行者のコンピュータに取引条件説明書面・契約書面の記載事項を記載したページを表示（ダウンロード）し、旅行者がそのページを保存する方法（この場合の文書ファイルの方式は、旅行者が旅行者のコンピュータに保存でき、かつ、プリンターで印字できるものでなければなりません（高速ツアーバスの企画・実施旅行者又はその受託販売旅行者は、当該ページにこれらを表示（掲示）しただけでは足りず、チェックボックスを設けて旅行者にクリックさせる等して旅行者が保存（記録）したことを確認する必要があります）。

③ 旅行者が、旅行者のコンピュータに設けられた当該旅行者専用のファイルに保存された取引条件説明書面・契約書面の記載事項を閲覧する方法（この場合、取引条件説明書面・契約書面の記載事項は、取引条件説明書面がファイルに書き込まれた時を起点として旅行終了の2年を経過した日まで（その旅行者について苦情があったときは、同日とその苦情が解決した日のいずれか遅い日まで）の間、消去し又は改変することができないものでなければなりません）。

※確定書面（「最終日程表」）をインターネットを利用して交付する場合も上記①から③までの方法で交付してください（標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第10条）。

(2) 取引条件説明書面への記載例

【募集型企画旅行の取引条件説明書面イメージ（ウェブサイトで電磁的方法により交付する場合）】（6ページ）

この「募集型企画旅行の取引条件説明書面イメージ」はインターネットガイドラインに従って、旅行者が取引条件説明画面を閲覧した後、申込内容入力画面から個人情報、申込内容を入力・送信した後に、旅行者のコンピュータに表示される「取引条件説明書面」のイメージです。旅行者の申込みの方法、代金の支払方法等各社での実際の取引の方法に適合した取引条件説明書面を作成すること。

【〇〇高速ツアーバス取引条件説明書面イメージ（営業所での交付用）】（10ページ）

営業所の店頭で申込みを受ける際に、申し込むコース、旅行者の人員等が特定された後に交付する取引条件説明書面のイメージです。同じく、旅行者の申込みの方法、代金の支払方法等各社での実際の取引の方法に適合した取引条件説明書面を作成すること。

募集型企画旅行の取引条件説明書イメージ
(ウェブサイト上で電磁的方法により交付する場合)

インターネットガイドライン37ページから42ページまでを「高速ツアーバス」用のものとして作成した場合の記載例です。

備考

〇〇高速ツアーバス取引条件説明書

お客様の責任において必ずこの画面の内容を保存してください。旅行契約が成立した場合は、このファイルの記載事項の交付をもって、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部第9条第1項の契約書面（以下「契約書面」といいます。）の記載事項の交付があったものとして取り扱います。

旅行企画・実施 : 観光庁長官登録旅行業第〇〇〇〇号
〇〇旅行株式会社
〇〇県〇〇市〇〇〇〇丁目〇〇-〇〇
(一社)日本旅行業協会正会員

受託販売(申込先) : 〇〇県知事登録旅行業第2-〇〇〇〇号
△△トラベル株式会社
東京都品川区東品川……
(一社)日本旅行業協会正会員
営業時間 〇〇:〇〇~〇〇:〇〇
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
休業日 〇曜日 〇曜日
〇〇旅行業務取扱管理者 〇〇〇〇
旅行契約の内容について不明な点がございましたら、
上記旅行業務取扱管理者にお問い合わせください。

お申込みの旅行の旅行条件

■コース名 : 〇〇高速ツアーバス 大阪 2日間 (〇月〇日発)

■旅行日程

J R横浜駅東口 = (車中泊) = 梅田スカイビル 実車走行距離491km
23:00発 翌日7:00頃着 所要時間(見込み)8時間
運転者:2名乗務

乗降場所:乗降場所にはバス停留所標識は設置されておりません。

利用予定バス会社

〇〇観光バス(株) 安全性評価認定事業者(リスト番号〇〇〇号)*注
対人賠償無制限の自動車保険を付保しています。

△△交通(株) 安全性評価認定事業者(リスト番号〇〇〇号)*注
対人賠償無制限の自動車保険を付保しています。

*注)利用予定バス会社名の後に「リスト番号」とあるのは、国土交通省「高速ツアーバス運行事業者リスト」におけるリスト番号です。

バスの安全等に関する情報

- 〇当社は、安全運行協議会を設置して、契約している貸切バス事業者等とともに安全運行に努めています。
- 〇貸切バス事業者安全性評価認定制度による認定事業者はこちらのサイトでご覧いただけます。
(<http://www.bus.or.jp/safety/nintei.html>)
- 〇国土交通省「高速ツアーバス運行事業者リスト」はこちらのサイトでご覧いただけます。
(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/tour-bus.html>)
- 〇自動車運送事業者に対する行政処分状況についてはこちらのサイトでご覧いただけます。
(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/cgi-bin/search.cgi>)
- 〇安全性向上のための自主的な取り組みはこちらのサイトでご覧いただけます。
(<http://www.<個別URL>>)

〇この「募集型企画旅行の取引条件説明書イメージ」はJATA及びANTAの「インターネットを利用した旅行取引に関するガイドライン」に従ってウェブサイトを作成した場合に交付することとなる取引条件説明書のイメージを記載したものである。

〇ここに記載の事項を、一ファイル(1ページ(HTML等のウェブページ用の言語で記述する場合)又は連続したページ(PDFなどの文書形式で数枚の単票のページに分けて作成する場合))で交付しなければならない。

〇企画旅行者の名称に「旅行業法に基づく営業所の表示事項等」のページにリンクを貼ること。

〇旅行業務取扱管理者については総合又は国内の別を明確に記載すること。

〇旅行者の係員による受付がある場合は受付を行う日を旅行開始日(出発日)として日数を計算すること

〇日程は、旅行者が申し込もうとする旅行のもののみを記載する。

〇貸切バス事業者の社名に当該バス事業者のウェブサイトへのリンクを貼る。

〇「バスの安全に関する情報」は日程の下に入れること。

〇「こちらのサイト」の部分に、関係するサイトの該当ページへのリンクを貼る。

○高速ツアーバスに関する広告表示における虚偽記載又は貸切バス事業者の安全性に関する重要情報についての消費者からの通報は[こちらのサイト](http://www.mlit.go.jp/jidosha/tourbus-tsuho.html)でお受けしています。
 (http://www.mlit.go.jp/jidosha/tourbus-tsuho.html)
 (携帯電話専用：http://www.mlit.go.jp/mobile/jidosha/tourbus-tsuho.html)

■確定書面

集合場所・発車時刻、利用するバス会社名が記載された確定書面（最終日程表）は、○月○日までにお客様の住所に郵送します（お客様がお申込みの際に契約書面を電子メールで交付することを承諾された場合は、確定書面（PDF）を電子メールにより送付します。）。なお、期日前であっても問い合わせいただければ手配状況についてご説明します。

■最少催行人員○名（参加者数が左記人員に満たないために旅行が実施されない場合は、○月○日までにお知らせいたします。）

■旅程管理：添乗員は同行しません。

■お申込人員 旅行代金

大人代金	お一人様	○○○○○円	○○名	○○○○○円
子供代金	お一人様	○○○○○円	○○名	○○○○○円
合計	お支払い旅行代金		○○名	○○○○○円

*上記の旅行代金は、○○年○月○日の運賃・料金を基準としています。

■旅行代金に含まれる費用

旅行代金には次の費用が含まれます。

- ・貸切バス代、有料道路代、駐車場料金（コースにより必要な場合）、その他「旅行代金に含まれるもの」として各コースに明示した費用

■旅行代金に含まれない費用（一部例示）

次の費用は旅行代金に含まれません。

- ・旅行日程に含まれない交通費、サービスエリア、パーキングエリアにおける個人的な飲食費、施設の使用料
- ・バスの有料設備の利用料金

■旅行契約の成立

申込内容確認画面で申込内容を確認いただいた後、契約締結承諾画面がウェブページ上に表示された時点をもって、旅行契約が成立するものとします。

■旅行契約内容・代金の変更

○当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送機関のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。

■旅行代金のお支払いについて

当社は、お客様のカードにより所定の伝票へのお客様の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この際、契約成立日を旅行代金のお支払いのカード利用日といたします。

■取消料について

○月○日以降お客様の都合により旅行契約を解除した場合には、以下の取消料を申し受けれます。

解除時期等		取消料
旅行開始日の前日から	() ~ () 日目	
起算してさかのぼって	() ~ () 日目	
前日の解除		
当日（旅行開始前に限る）の解除		

○お客様が実際に申し込もうとする旅行について確定書面を交付する期限を具体的に記載すること。

○旅行期間が1日の場合は3日前、2日以上の場合は13日前までの具体的な日を記載する。

○旅行者が実際に申し込もうとする旅行についてのみ記載すること。

○旅行業者が実際に採用している旅行者の申込方法、旅行代金の支払い方法及び旅行業者の承諾通知の発信の方法に従って、旅行契約の成立時点、旅行代金の支払方法を記載すること。

○取消料がかかる期間の最初の日を具体的に記載すること。

- ・お取消しは、「お取消し受付」のページからお受けします。
- ・取消料の対象となる旅行代金は追加代金を含めた代金です。
- ・当社は、お客様のカードにより所定の伝票へのお客様の署名なくして取消料の支払いを受けます。

○当社は、著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。この場合、当社が旅行代金を増額するときは、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。

■旅行契約の解除

○お客様が下記の理由で旅行契約を解除した場合は取消料はいただきません。

(一部を例示します。)

- ・当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が「旅程保証」の項目の表の左欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
- ・旅行に利用する運送機関について適用を受ける運賃・料金が増額されたことにより当社が旅行代金を増額した場合。
- ・当社が確定書面を契約書面に記載する日までに交付しない場合。
- ・当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程どおりの実施が不可能となったとき。

○当社は、次の場合は旅行契約を解除することがあります。

(旅行開始前に解除する場合の一部を例示します。)

- ・旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき。
- ・お客様が参加旅行者の条件を満たしていないことがわかったとき。
- ・お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- ・旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

■当社の責任

当社は当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内(手荷物に関するものは14日以内)に当社に通知があった場合に限り、また、手荷物に生じた損害についての賠償限度額は1人15万円(当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)とします。

お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は原則として責任を負いません。

■特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、当社旅行業約款(別紙)特別補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円~20万円、通院日数が3日以上となったときは通院見舞金として通院日数により1万円~5万円、携行品に係る損害補償金(15万円を限度。ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円)を支払います。

■旅程保証

旅行日程に下表左欄に掲げる変更が行われた場合は、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表右欄に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、当社が旅行者一名に対して一募集型企画旅行契約について支払う変更補償金の額は、旅行代金の〇〇%を限度とします。また、旅行者一名に対して一募集型企画旅行契約について支払うべき変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは追加代金を含めた代金です。

当社は、下表左欄に掲げる契約内容の変更が生じた原因が以下による場合は、変更補償金を支払いません。ただし、運送機関が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず運送機関の座席その他の諸設備の不足が生じたことによるものについては、この限りではありません。

←例えば特別座席等の追加代金がある場合に記載する。

- ①天災地変 ②戦乱 ③暴動 ④官公署の命令
 ⑤運送機関の旅行サービス提供の中止
 ⑥遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供
 ⑦参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	〇.〇	〇.〇
2. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。）	〇.〇	〇.〇
3. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	〇.〇	〇.〇
4. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	〇.〇	〇.〇

(注1) 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。
 (注2) 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。
 (注3) 第2号又は第3号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。
 (注4) 第3号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
 (注5) 第3号に掲げる変更が一乗車の中で複数生じた場合であっても、一乗車につき一件として取り扱います。
 (注6) 第4号に掲げる変更については、第1号から第3号までの率を適用せず、第4号によります。

■お客様の責任

- お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他の企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■お客様の交替

お客様は当社が承諾した場合、1人あたり〇〇〇円の手数料をお支払いいただくことにより他のお客様と交替することができます。

■国内旅行保険について

お客様ご自身で十分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めします。

■個人情報の利用目的及び第三者提供について

当社は、旅行申込みの際に当社が取得した個人情報を、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送機関の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内、又は当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内で、それら運送機関、保険会社等に対し、お客様の氏名及び連絡先、〇〇〇を、あらかじめ電磁的方法等で送付することによって提供いたします。旅行にお申し込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。

■募集型企画旅行契約約款について

この取引条件説明書面に定めのない事項は当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。印刷した当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。また、こちらからもご覧になれます。

○旅行者の交代を認めるか否かを含めて、各社の方針に従って記載すること。

○「〇〇〇」は必要に応じて具体的な個人情報の項目を記載する。

○「こちら」の部分に約款が記載されたウェブページにリンクを貼ることを想定している。

〇〇高速ツアーバス取引条件説明書面イメージ(営業所での交付用)

この旅行は、〇〇旅行株式会社(以下「当社」と言います。)が企画して実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することとなります。この書面は、旅行契約が成立した場合は、当社の旅行業約款募集型企画旅行契約の部第9条第1項の契約書面(以下「契約書面」といいます。)の交付があったものとして取り扱います。

お申込みの旅行の旅行条件

■コース名・出発日:
〇〇高速ツアーバス 大阪 2日間 (〇月〇日発)

■旅行日程

旅行開始(1日目): JR横浜駅東口 23:00発(車中泊)
旅行終了(2日目): 梅田スカイビル 7:00頃着
実車走行距離491km 所要時間(見込み)8時間
運転者: 2名乗務

利用予定バス会社

①〇〇観光バス(株)(<http://www.<個別URL>>)
安全性評価認定事業者(リスト番号000号)
対人賠償無制限の自動車保険を付保しています。
②△△交通(株)(<http://www.<個別URL>>)
安全性評価認定事業者(リスト番号000号)
対人賠償無制限の自動車保険を付保しています。
※乗降場所にはバス停留所標識は設置されておりません。
注: 利用予定バス会社の後ろに「リスト番号」とあるのは、国土交通省「高速ツアーバス運行事業者リスト」におけるリスト番号です。

バスの安全等に関する情報

○当社は、安全運行協議会を設置して、契約している貸切バス事業者等とともに安全運行に努めています。
○貸切バス事業者安全性評価認定制度による認定事業者は下のサイトでご覧いただけます。
(<http://www.bus.or.jp/safety/nintei.html>)
○国土交通省「高速ツアーバス運行事業者リスト」は下のサイトでご覧いただけます。
(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/tour-bus.html>)
○自動車運送事業者に対する行政処分状況については下のサイトでご覧いただけます。
(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/cgi-bin/search.cgi>)
○安全性向上のための自主的な取り組みは下のサイトでご覧いただけます。
(<http://www.<個別URL>>)
○高速ツアーバスに関する広告表示における虚偽記載又は貸切バス事業者の安全性に関する重要情報についての消費者からの通報は下のサイトでお受けしています。
(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/tourbus-tsuho.html>)
(携帯電話専用: <http://www.mlit.go.jp/mobile/jidosha/tourbus-tsuho.html>)
(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/tour-bus.html>)

■参加資格: 〇才以上(〇才未満はご利用いただけません。)

■確定書面

集合場所・発車時刻、利用するバス会社名が記載された確定書面(最終日程表)は、〇月〇日までにお客様の住所に郵送します(お客様がお申込みの際に契約書面を電子メールで交付することを承諾された場合は、確定書面(PDF)を電子メールにより送付します。)。なお、期日前であっても問い合わせいただければ手配状況についてご説明します。

■最少催行人員: 〇名(参加者数が左記人員に満たないために旅行が実施されない場合は、〇月〇日までにお知らせいたします。)

■旅程管理: 添乗員は同行しません。

■お申込人員・旅行代金

大人代金 お一人様 〇〇〇〇〇円 〇名 〇〇〇〇〇円
子供代金 お一人様 〇〇〇〇〇円 〇名 〇〇〇〇〇円
合計お支払い旅行代金 〇名 〇〇〇〇〇円
*上記の旅行代金は、〇〇年〇月〇日の運賃・料金を基準

としています。

■取消料について

〇月〇日以降お客様の都合により旅行契約を解除した場合には、以下の取消料を申し受けます。

解除時期等		取消料
旅行開始日の前日から	() ~ () 日目	
起算してさかのぼって	() ~ () 日目	
前日の解除		
当日(旅行開始前に限る)の解除		
旅行開始後の解除、無連絡不参加		

・お取消しは、お申込みの営業所で同営業所の営業日、営業時間内にお受けします。なお、出発同日にお取り消しの際は、確定書面に記載の窓口までお申し出ください。
・取消料の対象となる旅行代金は追加代金を含めた代金です。

■旅行代金に含まれる費用

旅行代金には次の費用が含まれます。
○貸切バス代、有料道路代、駐車場料金(コースにより必要な場合)、その他「旅行代金に含まれるもの」として各コースに明示した費用

■旅行代金に含まれない費用(一部例示)

次の費用は旅行代金に含まれません。
○旅行日程に含まれない交通費、サービスエリア、パーキングエリアにおける個人的な飲食費、施設の使用料
○バスの有料設備の利用料金

■申込み、旅行代金のお支払い、

○当社所定の申込書に所定事項を記載し、申込金(旅行代金の全額)を添えて提出してください。
○a. 健康を害している方、b. 身体に障害のある方、c. 妊娠中の方、d. 補助犬使用者の方その他の特別の配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲でこれに応じます。なお、お客様からの申出に基づき当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
○複数の旅行者を一度に申し込む場合は代表者を定めその代表者の方からお申し込みください。当社はお申し込みいただいた代表者の方を契約責任者として契約締結に関する一切の代理権を有している者とみなし、旅行業務に関する取引を行います。

■旅行契約の成立

旅行契約は当社が契約の締結を承諾し申込金(旅行代金の全額)を受領した時に成立します。申込金(旅行代金)は、取消料又は違約料の一部又は全部として取り扱います。

■旅行契約内容・代金の変更

○当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送機関のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。
○当社は、著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。この場合、当社が旅行代金を増額するときは、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。

■旅行契約の解除

○お客様が下記の理由で旅行契約を解除した場合は取消料をいただきません。(一部を例示します。)
・当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が「旅程保証」の項目の表の左欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
・旅行に利用する運送機関について適用を受ける運賃・料金が増額されたことにより当社が旅行代金を増額した場合。

- ・当社が確定書面を契約書面に記載する日までに交付しない場合。
 - ・当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程どおりの実施が不可能となったとき。
- 当社は、次の場合は旅行契約を解除することがあります。(旅行開始前に解除する場合の一部を例示します。)
- ・旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき。
 - ・お客様が参加旅行者の条件を満たしていないことがわかったとき。
 - ・お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により当該旅行に耐えられないと認められるとき。
 - ・旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

■当社の責任

当社は当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内(手荷物に関するものは14日以内)に当社に通知があった場合に限り、また、手荷物に生じた損害についての賠償限度額は1人15万円(当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)

お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は原則として責任を負いません。

■特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、当社旅行業約款(別紙)特別補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円~20万円、通院日が3日以上となったときは通院見舞金として通院日数により1万円~5万円、携行品に係る損害補償金(15万円を限度。ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円)を支払います。

■旅程保証

旅行日程に下表左欄に掲げる変更が行われた場合は、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表右欄に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、当社が旅行者一名に対して一募集型企画旅行契約について支払う変更補償金の額は、旅行代金の〇〇%を限度とします。

また、旅行者一名に対して一募集型企画旅行契約について支払うべき変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは追加代金を含めた代金です。

当社は、下表左欄に掲げる契約内容の変更が生じた原因が以下による場合は、変更補償金を支払いません。ただし、運送機関が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず運送機関の座席その他の諸設備の不足が生じたことによるものについては、この限りではありません。

- ①天災地変 ②戦乱 ③暴動 ④官公署の命令
- ⑤運送機関の旅行サービス提供の中止
- ⑥遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- ⑦参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	〇.〇	〇.〇
2. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り、)	〇.〇	〇.〇
3. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	〇.〇	〇.〇
4. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	〇.〇	〇.〇

(注1)「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、

- 「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。
- (注2)確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。
- (注3)第2号又は第3号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。
- (注4)第3号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- (注5)第3号に掲げる変更が一乗車の中で複数生じた場合であっても、一乗車につき一件として取り扱います。
- (注6)第4号に掲げる変更については、第1号から第3号までの率を適用せず、第4号によります。

■お客様の責任

- お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他の企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■お客様の交替

お客様が当社が承諾した場合、1人あたり〇〇〇円の手数料をお支払いいただくことにより他のお客様と交替することができます。

■国内旅行保険について

お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めします。

■個人情報の利用目的及び第三者提供について

当社は、旅行申込みの際に当社が取得した個人情報を、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送機関の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内、又は当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内で、それら運送機関、保険会社等に対し、お客様の氏名及び連絡先、〇〇〇を、あらかじめ電磁的方法等で送付することによって提供いたします。旅行にお申し込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。

■募集型企画旅行契約約款について

この取引条件説明書面に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。印刷した当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

旅行企画・実施：観光庁長官登録旅行業第〇〇〇〇号
 〇〇旅行株式会社
 〇〇県〇〇市〇〇〇〇丁目〇〇-〇〇
 (一社)日本旅行業協会正会員
 (http://www.<個別URL>)

受託販売(申込先)：
 〇〇県知事登録旅行業第2-〇〇〇〇号
 △△トラベル株式会社
 東京都品川区東品川……
 (一社)日本旅行業協会正会員
 営業時間 〇〇：〇〇 ~ 〇〇：〇〇
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
 休業日 〇曜日 〇曜日
 〇〇旅行業務取扱管理者 〇〇〇〇
 旅行契約の内容について不明な点がございましたら上記旅行業務取扱管理者にお問い合わせください。

(別紙)

平成24年6月6日
(一社)日本旅行業協会
(社)全国旅行業協会

高速ツアーバスに関わる安全指針

この指針は、高速ツアーバス企画実施会社（以下「高速ツアーバス会社」という）と貸切バス事業者が、協力体制の確立により、法令等を遵守し、ともに責任感をもって安全なサービスを旅客に提供することを目的として、高速ツアーバス会社が遵守すべき事項を定めるものとする。

1. 高速ツアーバス会社は運行を依頼する貸切バス事業者の法令遵守及び安全確保の状況について事前に書面で把握する。
2. 高速ツアーバス会社は「貸切バス事業者安全性評価認定制度」を活用する等して、安全確保への取り組み状況が優良な貸切バス事業者の利用を促進する。
3. 高速ツアーバス会社は貸切バス事業者の安全確保状況に問題がある場合にはその是正を求め、是正されない場合は契約を行なわないこととする。
4. 貸切バス事業者に対し運行を依頼する際には、高速ツアーバス会社は交替運転者の配置を確認した上で依頼する。夜行運行で長距離（実車走行距離が450km以上のもの）のコースについては、交替運転者の配置を必須とする。また、貸切バス事業者から運行指示書の写しまたはこれに準じる内容の電子メール等を入手し、交替運転者の配置状況を確認する。
5. 高速ツアーバス会社は契約する貸切バス事業者とともに、安全確保に向けた情報共有、内部チェック等を実施する協議体を組織する。
6. 高速ツアーバス会社は遅くとも前日までに、実際に運行する貸切バス事業者名、許可番号、営業区域、車両番号、運転者（交替運転者を含む）の氏名・運転免許・携帯電話番号を把握する。
7. 高速ツアーバス会社は運行時間帯に常に連絡可能な緊急連絡先を貸切バス事業者に伝え、緊急時に速やかに報告を受ける体制を整える。
8. 経路の変更、大幅な遅延、サービスの内容等の変更があった際には、高速ツアーバス会社は貸切バス事業者からの報告を受ける体制を整備する。
9. 高速ツアーバス会社は事故の際には、貸切バス事業者と協力して状況の把握、被害者の救護などの対応に当たる。
10. 高速ツアーバス会社は募集広告に際しては、別紙に定める広告の定型様式に沿って行う。その際、募集型企画旅行である旨、交替運転者の有無、実車走行距離、高速ツアーバス会社の特別補償の内容及び運行を依頼する貸切バス事業者の任意保険の加入状況を明記する。
11. 高速ツアーバス会社は出発前までに、参加者の氏名、年齢、性別及び代表者の連絡先電話番号を把握する。
12. 高速ツアーバス会社と貸切バス事業者は、いわゆる白バス、営業区域外運送を発注、受注しない。
13. 当指針は、日本バス協会加盟又は非加盟にかかわらず、貸切バス事業者を利用する場合に適用されるものとする。

旅行広告・取引条件説明書面ガイドライン追補版
高速ツアーバスに関する募集広告等について
－「高速バス表示ガイドライン」（国土交通省自動車局・観光庁）に準拠－

平成24年7月31日 観光庁観光産業課 届出

作成

社団法人日本旅行業協会
法制委員会広告表示等適正化部会
社団法人全国旅行業協会

発行

一般社団法人日本旅行業協会 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-3 全日通霞が関ビル3階 電話 03-3592-1327	社団法人全国旅行業協会 〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-1-20 田中山ビル5階 電話 03-5401-3600
--	--